

春日市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、本市では、平成24年5月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施しました。また、次年度以降も、各中学校を含めて必要に応じて合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関と協議してきました。

引き続き各小中学校の通学路の安全確保に向けた取組を行うため、「春日市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携し、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関が連携して通学路の安全対策を実施するため、「春日市通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置します。

推進会議では、「小中学校が実施する通学路安全点検の結果」、「道路管理者の対策実施状況」、「警察の道路規制、信号機等の設置計画」等の情報を定期的に交換・協議し、また、必要に応じて合同点検を行うなど、三者が主体となり、本プログラムに沿った通学路の安全対策を着実に実施していきます。

春日市通学路安全推進会議

【構成機関】

- ・学校関係者 : 春日市教育委員会地域教育課
市内小中学校代表者（必要に応じて）
- ・道路関係者 : 春日市都市整備部道路管理課
春日市総務部安全安心課（必要に応じて）
福岡県那珂県土整備事務所（必要に応じて）
- ・警察 : 春日警察署（必要に応じて）

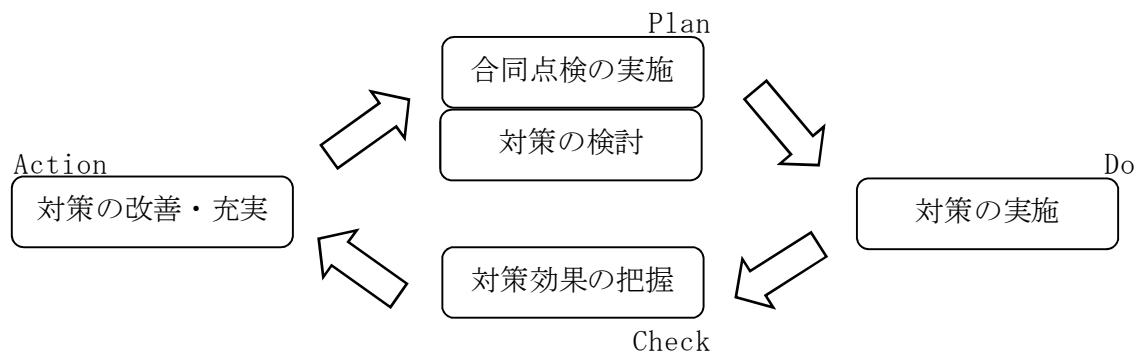
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続的に実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・実施を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



(2) 合同点検の実施 (Plan)

- ア 毎年度初めに、各小中学校で教職員やP T A等が通学路の安全点検を行い、その結果を春日市教育委員会地域教育課で集約します。
- イ 集約した危険箇所の内容を、推進会議で共有します。
- ウ 推進会議の中で、対策案を協議するとともに、現地確認等が必要と判断された危険箇所については、後日、合同点検を実施します。

(3) 対策の検討 (Plan)

合同点検等の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策等、その内容に応じた具体的な対策案を検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むように、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (Check)

対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、小学校区ごとに「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

○年間スケジュール

- ～6月 各小中学校の通学路安全点検
- 6月～7月 危険箇所の集約、対策効果の把握、
- 7月～8月 対策協議、合同点検箇所抽出、合同点検の実施
- 8月～ 対策の実施
- 11月 中間報告
- 12月 対策内容の学校通知
- 1月 対策内容のまとめ、公表